

地方独立行政法人法改正による公立大学法人評価委員会の役割の主な変更点について

- 平成 29 年 6 月の地方独立行政法人法改正により、公立大学法人評価委員会の所掌事務が、以下のとおり変更されることとなった。(施行日：平成 30 年 4 月 1 日)

現行		改正後 (H30. 4. 1 施行)	
1 評価等関係事務			
・各事業年度に係る法人の業務の実績に関する評価, 評価結果の通知, 改善勧告, 公表 (毎年)	28 条	→変更なし (※公立大学法人以外は, 委員会ではなく設置者が評価する旨に改正)	78 条の 2
【新】	28 条	→ <u>中期目標の期間の終了時に見込まれる同期間における業務の実績の評価, 評価結果の通知, 改善勧告, 公表等</u> (<u>中期目標期間の 4 年目終了時</u>) ※第二期中期目標期間は対象外。	78 条の 2
・中期目標に係る法人の業務の実績に関する評価, 評価結果の通知, 改善勧告, 公表等 (6 年毎, 次回は平成 31 年)	30 条 (28)	→変更なし	78 条の 2
・ <u>中期目標の期間の終了時において法人の業務を継続させる必要性, 組織の在り方その他その組織及び業務の全般にわたる検討を行う際の意見</u> (6 年毎, 次回は平成 30 年度終了時)	31 条	→ <u>中期目標の期間の終了時まで</u> に公立大学法人の業務を継続させる必要性, 組織の在り方その他その組織及び業務の全般にわたる検討を行う際の意見	79 条の 2
2 中期目標, 中期計画関係事務			
・知事が中期目標を定め, 又は変更する際の意見 (随時)	25 条 (78)	→変更なし	25 条 (78)
・法人が中期計画を作成・変更することを知事が認可する際の意見 (随時)	26 条	→変更なし	78 条
3 財務関係			
・ <u>知事が法人の財務諸表を承認する際の意見 (毎年)</u>	34 条	→削除	—
・中期計画で定める剰余金の使途に剰余利益を充当することを承認する際, 一定の積立金を次期中期目標の業務の財源に充当することを承認する際の意見 (6 年毎, 次回は平成 31 年)	40 条	→削除	—
・限度額を超える短期借入, 短期借入の借り換え	41 条	→削除	—
重要な財産の処分を知事が認可する際の意見 (随時)	44 条	→変更なし	44 条
4 その他			
・業務方法書の作成・変更に係る意見 (随時)	22 条	→削除	—
・法人役員の報酬等の支給基準改定についての意見 (随時, ほぼ毎年)	56 条 (49)	→変更なし	56 条 (49)

